

令和7年10月17日

「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では 京都市立芸術大学の「芸大祭 2025」において 特別企画「出張相談会」を開催します

文化庁が開設している「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では、京都市立芸術大学において開催される「芸大祭 2025」期間のうち、令和7年11月1日（土）及び2日（日）2日間にわたって、特別企画「出張相談会」を開催しますので、お知らせします。

1. 特別企画「出張相談会」について

令和7年11月1日（土）から京都市立芸術大学で開催される「芸大祭 2025」会場内において、文化庁は「文化芸術活動に関する法律相談窓口」（以下「相談窓口」という。）の特別企画「出張相談会」を開催し、「芸大祭 2025」御来場者を対象として、文化庁から委託した弁護士が対面で文化芸術活動に関する法的問題のご相談に応じます。

主 催：文化庁

共 催：京都市立芸術大学

開催期間等：令和7年11月1日（土）及び11月2日（日）

両日共に12時00分～18時00分まで、1回当たりの相談時間（枠）は25分間とします。（毎時0分～25分、30分～55分）

特別企画開催期間中は2窓口体制をとり、1時間当たり4件、両日合わせて最大で48件の御相談に応じます。

対 象 者：「芸大祭 2025」御来場者のうち、文化芸術活動に関わる当事者もしくは法定代理人（未成年者の親権者等）等（プロ、アマ、学生等を問いません） ※御相談内容は文化芸術活動に関する法的問題、トラブル等に限られます。

実 施 方 法：①各日11時30分から当日の相談時間帯（枠）について先着順で受付を行います。御相談を希望される方は、11月1日（土）又は11月2日（日）の11時30分以降に、相談窓口開設場所において、当日の希望時間帯（枠）を御登録いただき、受付票をお受け取りください。

②登録された時間に御来場の上、受付票と引き換えで相談窓口を御利用ください。

③相談終了後は、アンケートへの御協力をお願いします。

開 設 場 所：京都市立芸術大学 D棟3階 フォトブースD（D-307）
（京都市下京区下之町 57-1）

【京都市立芸術大学周辺地図】



【交通案内】

地下鉄烏丸線・JR 各線・近鉄京都線「京都」駅下車 徒歩 6 分（JR 京都駅中央口から A 棟まで）
 京阪電車「七条」駅下車 徒歩 10 分（1 番出口から A 棟まで）
 市バス 4、7、16、81、205、南 5 号系統 「塩小路高倉・京都市立芸術大学前」下車すぐ

京都市立芸術大学芸大祭 2025 について

11 月 1 日～3 日にかけて、京都市立芸術大学の大学祭である「芸大祭」が開催されます。物販や飲食ブースに加え、芸術大学ならではの作品展示や学生コンサートなど、芸術に興味がある人もない人も、聴いて・観て・感じて、楽しむことのできる大学祭です。

今年度のテーマは、「わたしとかけまして」。大学全体がひとつの“橋”となり、これまで出会うことのなかった人々が出会い、橋の上から新しい景色が見えるような、そんな場所になってほしいという願いが込められています。

京都市立芸術大学ホームページ：https://www.kcuu.ac.jp/geidaisai2025_detail/



「京都市立芸術大学」について

京都市立芸術大学は、1880 年に日本初の公立の絵画専門学校として設立された京都府画学校を母体とし、今年で 145 年の歴史を重ねる、日本で最も長い歴史を持つ芸術系大学です。美術と音楽を両軸とする本学は、建学以来、国内外の芸術文化に影響を与えるアーティストを数多く輩出し、芸術文化に貢献してきました。

芸術大学ならではの地域連携や社会貢献を推進し、それをさらに教育研究活動の充実と人の育成に繋げながら、文化芸術の発展と心豊かで活力ある社会の形成に貢献することを目指しています。

2. 相談窓口の目的

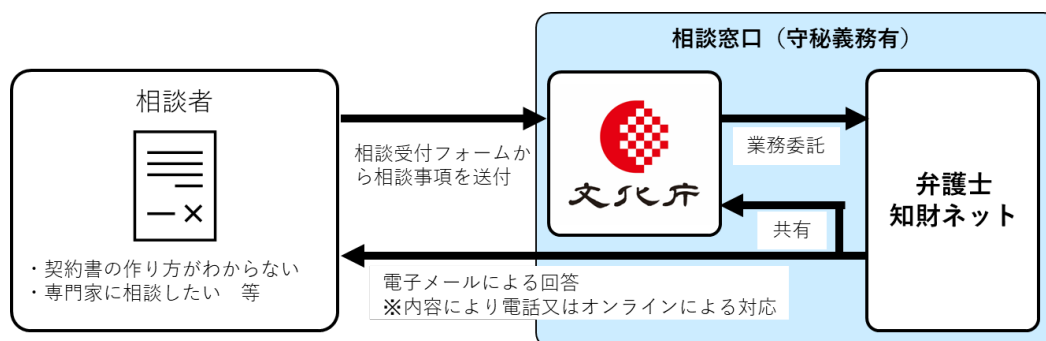
文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等が多く、不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況等が生じています。有識者会議での議論を経て令和 4 年 7 月に公表した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、安心・安全な環境かつ持続可能な形で文化芸術活動を継続できるようにするための方策の一つとして、文化庁は相談窓口を開設し、契約や活動に関係する疑問やトラブル等について弁護士が御相談に対応しています。

3. 相談窓口（文化庁ホームページ内に設置）の御利用について

- 相談窓口を御利用いただけるのは、文化芸術活動に関わる当事者もしくは法定代理人（未成年者の親権者等）、または委託や信託により契約に関する事務を引き受けている方、A I 開発やサービス提供を行う事業者等、芸術家等以外の A I 利用者です。
- 文化芸術活動に関係して生じる疑問やトラブル等についての御相談、ガイドラインについての御質問等に対応します。

- 文化庁ホームページ内に設置する相談受付フォームにて御相談を受け付け、原則として10日以内（土・日・祝日等を除く）に電子メールにて回答します。内容に応じて電話又はオンラインによる対応（原則として30分程度）も行います。
- 相談対応を行うのは、文化庁から事業を受託した「弁護士知財ネット」（※詳細後述）に登録されている弁護士です。弁護士は職務上知り得た内容について守秘義務を負っているため、相談内容が他人に知られることはありません（事業を実施する文化庁担当者も同様に守秘義務を負っています。）。ただし、個人情報及び個人や事業者等を特定できない形に編集し、相談事例として公開することがあります。
- 相談窓口にて受け付ける御相談については、無料に対応します。

〈参考〉相談対応のスキーム



4. 文化庁ホームページにおける相談の受付について

「文化芸術活動に関する法律相談窓口」のURL

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html



5. 事業の実施体制

本相談窓口は、文化庁から事業を受託した弁護士知財ネットが本事業のため特別に構成したチームにて実施します。

弁護士知財ネットは、日本弁護士連合会の支援の下に誕生した全国規模のネットワークであり、1000名以上の弁護士が登録しています。本相談窓口を構成する弁護士は、文化芸術分野における契約に関する知見を有するとともに、知的財産権に関わる法律実務について専門的な知識・経験を有しています。

6. 本件連絡先及び注意事項

京都市立芸術大学芸大祭実行委員会及び京都市立芸術大学に対し、「文化芸術活動に関する法律相談窓口」及び特別企画「出張相談会」について御質問等をされることは御遠慮ください。（下記連絡先にお願いします）。

<担当> 文化庁文化経済・国際課 文化芸術活動基盤強化室
課長補佐 時川修司 (内線 3119)
係長 鈴木小百合 (内線 3120)
電 話 : 03-5253-4111 (代表)
03-6734-3120 (直通)
メー ル : kibankyoka@mext. go. jp